平成２４年（フ）第３１７号
岡山市南区新福２丁目３番22号　403
破産者　朝倉　政志
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８３号
鹿児島県鹿屋市串良町有里2144番地
破産者　有里建設株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2659番地２
破産者　有限会社金生建設
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５０８号
千葉県流山市江戸川台西１丁目55番地の１
破産者　齋藤　敬一
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５２０号
千葉県松戸市松戸新田443番地の16
破産者　長江　若子
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１１１号
埼玉県川口市赤井４丁目33番５号
破産者　株式会社コウケン金属工芸
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
千葉県印西市内野１丁目13番地４棟402号
破産者　宜城化学開発株式会社
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３６８号
千葉県印西市木下東３丁目14番地16　レジデンス東Ｂ―105号、開始決定時の住所千葉県印西市木下725番地99
破産者　増田　勝利
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５４９号
埼玉県所沢市大字下安松889番地の２ニューベルハイツ102
破産者　株式会社ＴＭ建工
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６０号
千葉県印旛郡栄町須賀1996番地の11
破産者　株式会社浮島工業
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第６３号
千葉県印旛郡栄町須賀1957番地の１
破産者　浮嶋　則子
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２２号
新潟県佐渡市新穂皆川746番地１
破産者　近代住宅興業有限会社
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第６４号
高知県四万十市西土佐江川﨑ヲヂケ谷704番地１、前住所高知県四万十市西土佐江川﨑215番地６
破産者　中﨑　武志
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第４６号
高知県四万十市中村東町１丁目11番21号
破産者　有限会社前田建築
1　決定年月日　平成24年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１８８０号
札幌市白石区菊水上町２条３丁目52番地419、商業登記簿上の本店所在地札幌市白石区菊水元町３条１丁目５番12号ライザ21菊水元町
破産者　住管工株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
栃木県那須郡那須町大字高久丙403番地282、前本店所在地栃木県那須塩原市鹿野崎149番地８
破産者　株式会社サンテックス
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１２号
栃木県日光市若杉町1260番地　県営若杉住宅弐号棟24号室、開始決定時の住所栃木県大田原市浅香１丁目３番16号　メゾン由田301号
破産者　三浦　廣男
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第２１８号
群馬県伊勢崎市境百々東19番地４エクセラン・境303
破産者　手塚商事有限会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３２２号
相模原市中央区横山台１丁目16番２号
破産者　八平株式会社
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４８４号
名古屋市東区豊前町３丁目43番地の６
破産者　株式会社ペトロ二十一
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９４号
三重県桑名市長島町平方105　シリウス四番館101、住民票上の住所三重県桑名市長島町小島132番地
破産者　伊藤雪子こと　イトウ　ラムン
1　決定年月日　平成24年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係